

会議名称	平成22年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成22年7月30日(金) 16時から17時まで	
場所	杉並区役所 第5・6会議室 (西棟6階)	
	委員	江藤会長、井上委員、今村委員、櫻田委員、柴田委員、菅沼委員、高橋委員、谷委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、小野委員、河野委員、斉藤委員、鈴木委員、横山委員、小幡委員、茶谷委員、土井委員
	実施機関	大井区民課長、南雲課税課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 平成22年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料2 平成22年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 委員名簿 報告第5号 説明資料の差し替え
【会議内容】		
1 平成22年度第1回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第5号	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告	報告了承
報告第6号	平成21年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
報告第7号	平成21年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告了承
報告第8号	平成21年度 杉並区中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
報告第9号	平成21年度 杉並区小型電子計算組織利用報告	報告了承
一般報告	特別区民税・都民税還付通知書等の誤封入、発送による個人情報の漏えいについて	報告了承

会長	<p>定足数に達していますので、審議会を開催いたします。ご多忙のところ当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより、平成 22 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、議員選出委員の一部について変更がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。</p>
法務担当課長	<p>区議会議員の方は、6 名いらっしゃいます。そのうちお二人が退任されて、お二人が新たに就任なさいました。お一人は今お見えになりました、横山えみ委員です。まだお見えになっていませんが、小野清人委員が新たに就任されました。退任された委員のお名前を申し上げます。中村康弘議員と増田裕一議員です。委嘱状については、既に席上に配付しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>欠席委員の確認をしたいと思います。</p>
法務担当課長	<p>現在区議会議員の方は、6 名中 3 名がお見えになっています。遅れていますのが斉藤委員、小野委員、鈴木委員です。そのほか区民選出の委員として、今日欠席の通知をいただいているのが富岡委員です。以上です。</p>
会長	<p>議題に入ります。本日の審議の進め方は、式次第として配付してありますが、前回会議録の確定を行った後に、今日は珍しく諮問案件がありませんので、報告事項の審議をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。平成 22 年度第 1 回会議録の確定をしたいと思います。</p>
法務担当課長	<p>訂正が 4 カ所あります。会議録をご覧ください。9 ページです。「国保年金課長」の中段、「そのため、」とありますがそのこの行です。「ホストコンピュータに電算で」とありますが、「ホストコンピュータに蓄積されていますので」と訂正をお願いします。次にそこから 2 行下です。「課税課調査」とありますが、「課税課に対し調査を」としていただきます。</p> <p>その 2 カ所のほか、14 ページです。上から 10 個目の四角の「委員」のところです。ページ中ほどです。「削除するのはいいですが」という個所です。その 3 行目、「内部けん制上不適当だと思います」というところの「けん」というのは、ひら仮名でありますのを「牽」に直していただきたいと思ひます。また、14 ページのいちばん下の個所です。「法務担当課長」、私ですが、「こちらで受験番号だけは」と言っています。これは、「こちらで受験番号だけを付加して」と訂正をお願いいたします。以上 4 点です。</p>
会長	<p>委員の方から前回の議事録について、訂正や意見はありますか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ごさいませんようですので、平成 22 年度第 1 回会議録は確定とさせていただきます。それでは報告に入ります。初めに、報告第 5 号について事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 5 号	
区民課長	<p>報告第 5 号について説明する。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。ただいまの報告についてご質問はありますか。</p>

会長	質問ですが、どの部分が間違っていたのですか。
区民課長	今日お配りした資料で申し上げますと、右の欄で6段目の「4万4,708」という数字を訂正させていただいています。その次の次の段ですが、「3万9,949」の数字が、世帯単位と個人単位という点でカウントを間違えており、訂正させていただいています。最後のところですが、「21」と「10」という数字が出ていますが、住基カード返納通知に関する数字ですが、この「21」、「10」についても訂正させていただいています。以上です。
会長	ほかに何かありますか。
	(異議なし)
会長	それでは報告第5号は、報告を受けたということにいたします。次に報告第6号および報告第7号について、事務局より説明をお願いします。
報告第6号、報告第7号	
法務担当課長	報告第6号、報告第7号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。この件について、質問はありますか。
委員	報告第6号と報告第7号、それぞれに質問がありますが、どうしますか。
会長	まず報告第6号からお願いします。
委員	報告第6号ですが、3ページの表の中で、No.で言うと29、30、31、それぞれ教育委員、選挙管理委員、監査委員の「勤務実態がわかるもの」というものを情報公開請求されて、教育委員会と選挙管理委員会は「公開」になっていますね。監査委員については「一部公開」で、非公開理由が個人情報になっていて、後ろのほうでも、監査委員のところだけは個人情報という理由で「一部公開」になっています。監査委員が非常勤とかいうことで「一部公開」なのか、あるいは情報公開する際に何か判断の違いがあったのかを、教えていただきたいと思います。
法務担当課長	これは必ずしも、同じものが各委員会にあるわけではありません。監査委員以外の行政委員会については、非公開情報が含まれていない資料が存在したので公開しました。監査委員については、一部非公開の資料しかありませんでした。同じような資料なのですが、物が違うと言えばいいのでしょうか、例えば代表監査は常勤ですが、ほかの行政委員会の資料に記載のない情報がありました。その情報が、非公開事由に該当したためです。
委員	職務的な問題ということですか。
法務担当課長	はい。職員の個人情報でも、職務執行情報に該当するものは、公開の対象になるのですが、それ以外の純粋に個人に関するものについては、非公開事由に該当します。例えば、代表監査委員の職員番号は、職務以外でも使用される情報であることから、公開できないことになっています。それで「一部公開」になっています。
委員	分かりました。
会長	報告第6号についてはよろしいですか。
委員	はい。
会長	ほかにありますか。なければ報告第7号にいきたいと思います。

委員	<p>10 ページ、11 ページで、自己情報の開示請求の半分が「介護保険認定資料」ということになっていて、たぶん自分がどういうふうに判断されているのかを知りたい、ということが高齢者の中にあるのだと思います。私はまだ自立支援給付のほうの対象ですが、同じく調査をしてもらって、障害の区分認定をやってもらっているのですけれども、そちらのほうの自己情報の開示請求というのは、全然ないのでしょか。私も 1 回やってみようかなというふうに思ったことがあるのですけれども、ここで見ている限りでは無いということですか。</p>
法務担当課長	<p>この部分につきましては、介護認定の主治医意見書や認定調査資料、認定審査会の会議録というものです。新しい特養施設等に入る場合に、事前の段階で当該施設に、提出を求められることがよくあります。介護保険制度では、ケアマネジャーが取得する文書で、ご本人による取得を想定していないということで、介護保険課では提供していませんでした。昨年度に同課で情報提供の手続きを要綱で定め、今年度からこれらの資料は、主管課の情報提供で取得できるようになりました。</p> <p>委員がおっしゃっている、障害の区分認定の資料の件については、これは介護保険課ではないと思われるのですが、福祉事務所でやっていて、東京都の審査になると思います。</p>
委員	<p>いや、障害者施策課です。</p>
法務担当課長	<p>私の記憶では、過去に障害の認定についての、自己情報の開示請求はございません。ただし、10 ページ、11 ページの表の中に「生活保護ケース記録」という表現がありますが、その中にそういった情報が含まれている場合があります。ですから、生活保護の方が自分の保護の認定内容を知りたいというときに、今委員がおっしゃっているものが、含まれている場合があります。ただ、その方の趣旨は生活保護の部分のものですから、障害という趣旨ではないので、障害に関する情報が含まれていたとしても、趣旨としては「生活保護ケース記録」ということで書いてございます。</p>
委員	<p>特養ホームに入るときに、要介護認定がいくつかということで、国からの援助が変わってくると思うので、たぶんそれでこういう認定資料が必要になってくるのかなとは思いますが。同じように障害者の場合も、在宅の場合は関係ありませんけれども、施設とか何かに入る場合には、区分認定が3なのか5なのか6なのかで、施設のケア基準がみんな変わってくるので、介護保険でこういう形で自己情報が開示されるようになると、障害者のほうも、そういうふうにするのがいいのかなと思いました。</p>
法務担当課長	<p>私の説明で誤解があったかと思いますが、国からのいわゆる補助金については、以前の措置された後、現在では契約された後ですから、その段階ですと、ケアマネジャーが作って渡せる制度になっています。これは一般的にですけれども、その前段階のことではございません。</p>
委員	<p>ええ、わかります。</p>
法務担当課長	<p>補助金について言うと、もうその段階では、施設側は全部入手している状況になると思います。</p>

委員	<p>重度のケアホームは、運用でやっている面はありますが、いまでも現実に、例えば障害区分認定が2の人は入れないとかそういうのがあるのです。その辺の問題で、何年か前に障害者自立支援法ができて、障害区分認定が始まったときに作業所の人たちが、うちの作業所に来ている障害者の区分認定が辛すぎるということで、かなり集団的に区分認定の変更を求めた経過がありました。お金は後からついてくるものですが、入るときにその障害者が、あるいは高齢者も含めて、どれぐらいの介護認定あるいは自立支援給付の障害区分認定を受けているのかというのは、施設の人にとっては経営上の大きな問題なのです。ですから、障害者のほうの自立支援給付の区分認定、障害区分認定について、自己情報の開示も認めるのかどうか、早急に検討していただきたいと思います。</p>
法務担当課長	<p>平成20年度に「障害者自立支援給付に係る資料」について、自己情報開示請求があり、開示したことがあります。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
委員	<p>報告第7号です。10ページの番号が25で、「法律相談の予約票」というのがありますが、これはどういうことのためにその予約票の開示を求めているのですか。</p>
法務担当課長	<p>区役所の法律相談は30分単位で行われていますが、その予約票に、弁護士の先生がメモをお書きになっているところがあります。自分の申入れがどのように受け取られているのか、その部分が知りたいという趣旨で開示請求がございました。法律相談をやられている弁護士の方が、予約票に相談内容をメモ書きします。ここの部分を知りたかった、ということでございます。</p>
会長	<p>なるほど。よろしいですか。</p>
委員	<p>はい、いいです。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ございませんようですので、報告第6号、報告第7号の報告を受けたということにいたします。では報告第8号、報告第9号について事務局から説明をお願いします。</p>
報告第8号、報告第9号	
情報システム課長	<p>報告第8号、報告9号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問ございますか。 ございませんようですので、報告第8号、報告第9号については報告を受けたことといたします。次に最後のところですが、一般報告について担当部署から説明をお願いいたします。</p>
一般報告	
課税課長	<p>一般報告について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見ございますか。</p>

委員	質問です。窓開き封筒でやるのは、今はもう常識になっています。なぜやられていなかったのか、このところを説明してください。
課税課長	この件につきましては、特別徴収の対象者でございました。その還付につきましては、年間 1,700 件でロットが少ないということで、委員のご指摘のとおりですけれども、このミス発生時まで窓開き封筒ではなく、タックシールを使い続けたということでございます。
委員	意見ですが、ロットが少ないといっても、窓開き封筒は大体標準化されて、どの業務でも使えるわけですから、件数が少なくても、コンピューターでプリントアウトするフォーマットを、少し工夫されれば容易に利用できます。だから、少ないから多いからというのではなくて、やはり間違えるといういちばん大事なことを、防がなければいけないですから、これは量の多寡でなく、使うことをご判断いただくことが必要ではないかと思えます。 それから、2点目の意見です。その他の郵便物についても、窓開き封筒による郵送を基本とする、まさに非常にいい改善案だと思います。これは課税課長のご報告ですけれども、他の介護保険とか国民健康保険とか、その他のところでも類似の業務はたくさんあると思います。だから、その他の郵便物について窓開き封筒にすることは、課税課だけではなくて、全庁的に取り組んでいただくということが、この機会に必要でしょう。もし予算化が必要ならば、これは必要な経費として事業仕分けしていただいて、ちゃんと乗せていただくということが、必要ではないかと思えます。意見として申し上げておきます。以上です。
会長	いまの意見に対して、いかがですか。
課税課長	まず 1 点目につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。いくら高いファイアーウォールを築きまして、職員一人ひとりが懸命に取り組ましても、このようなミスを起こしてしまうと、もう一瞬にして築き上げてきた区民の信頼というものが、消え去ってしまいます。今後、窓開き封筒についても、おっしゃるように、少しこの上下を工夫すれば使用できますから、そのようにしていくつもりでございます。 他の所管のものにつきましては、少なくとも一緒に仕事をしております納税課につきましては、全通知、窓開き封筒でございまして、課税課の取組みが遅かったということで、大変反省しているところでございます。
情報システム課長	他業務で介護等ございますけれども、そちらのほうは、私どもの担当する職員が担当課と確認を取りまして、窓開き封筒を広めていくように努力したいと思えますので、よろしくお願いたします。
委員	よくわからないのですが、窓開き封筒へ入れだけですね。そこには住所と名前が書いてありますね。それを入れるだけですよね、そうすると、職員 2 名もいるのですか。
課税課長	窓開き封筒に入れますのは、リスクを少なくするという意味でございませう。確かに委員がおっしゃるように、タックシールを使うよりも中身との齟齬はなくなりますけれども、そのご住所、お名前の資料のその下に付け

	る添付書類、これをまた 2 名分取ってしまいますと、やはりそこでミスが出てしまいます。複数名でのチェックというのは、確かに業務上大変厳しいものがありますけれども、ミスが起こったとき、それをリカバリーするほうが非常に力量を使いますので、この辺につきましては、複数名での確認というものを遂行していきたいと考えています。
委員	そうすると 2 枚入れてしまうということがあるわけですか。
課税課長	そうです。
委員	それを見るために、確かに 2 枚ではなくて 1 枚入っているということを確認するということですか。
課税課長	はい、そのお名前前の資料の下に他の方の書類が混入してないということを確認するものでございます。
会長	ほかにございますか。
委員	職員の配置の確認なのですが、最初のその原因のところ、再確認をせずに封入してしまったというか、そのようなことが書いてありますが、今までは何人でしたのか。それと、今後 2 名以上という以上のところなのですが、やはり量に応じて 3 人にする、4 人にするという意味だと思えます。その辺のところについて、もう少し説明をしていただけたらと思います。
課税課長	委員の後半のご質問でございますが、それは委員のおっしゃるとおり、封入に当たる職員の数は柔軟に判断してまいります。この還付作業につきましては 1 人で 100 のロットを持っています。従前 1 人の者が数回、少なくとも 2 回は確認するという、その作業を怠ったものでございます。
会長	ほかにございますか。よろしいですか。
	(異議なし)
会長	それでは一般報告については報告を受けたということにいたします。次の「その他」なのですが、一応本日の議題として挙げたものは全部終わったのですが、事務局で何かございますか。
法務担当課長	次回の審議会の日程のご報告をここで差し上げてよろしいですか。
会長	はい。
法務担当課長	次回の日程でございます。平成 22 年 10 月 28 日木曜日、午後 2 時からを予定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
会長	それでは以上で平成 22 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審議会の議事はすべて終了いたしました。どうもご多忙のところありがとうございました。ご苦労さまでした。